

舟橋村選挙管理委員会告示第 10 号

投票所の投票管理者、同職務代理者の住所、氏名について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行例（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者に選任した者の住所、氏名は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝



投票区名	投票管理者		同左職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
舟橋村 投票区	舟橋村	林 清輝	舟橋村	野越善弘